

令和6年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人大分大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法律」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和6年度の調達方針の策定等

令和6年度においては、令和6年4月1日に「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）の策定・公表を行い、当該調達方針に基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表1「令和6年度特定調達品目調達実績取りまとめ表 年間集計用」、別表2「令和6年度特定調達品目（公共工事）調達実績取りまとめ表（集計表）」及び別表3「令和6年度「公共建築物等木材利用促進法」及び「グリーン購入法」に基づく間伐材及び合法木材の利用に係る集計表」のとおりである。

目標達成状況

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、家電製品の一部を除き、目標数値（100%）どおりに達成したところである。

3. その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

- ・ 環境物品等の調達の推進に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断基準を超える高い基準のものを調達すること、また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が表示され環境保全に配慮されている物品を調達することについて配慮した。
- ・ 物品等を納品する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して、事業者自身が環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

4. 当該年度調達実績に関する評価

令和6年度の調達については、概ね当初の年度調達目標を達成できたと認められる。

令和7年度以降の調達においても、引き続きグリーン購入法の趣旨等を理解し、可能な限り環境物品等の調達の推進を図ることとする。